

[事案 30-292] 特約付加請求

・令和元年 7 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

営業部長から 2 年経過すれば特約付加できると説明されたこと等を理由に、先進医療特約の付加を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 10 月に契約した組立型保険について、契約手続きに先立って保険会社職員から先進医療特約を付加した契約の提案があった際、がんの入院・手術をしたものの当時は完治していたことを伝えたくて同特約を付加できるか尋ねたところ、付加できる旨の回答があり、その後、再度勧誘された際には、営業部長から「2 年後にもう一度相談しましょう」と言われたため、「大丈夫ですか」と確認すると「大丈夫です」と言われたため、先進医療特約を付加してほしい。これが認められない場合、解決金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

当社職員および営業部長は、誤説明はしておらず、仮に「2 年後にもう一度相談しましょう」と言っていたとしても、そのことが特約付加の根拠になることはなく、またこれにより 2 年後に特約付加できると勘違いすることもないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社側の誤説明を認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 申立人の手元に残された設計書には、契約時に同席した配偶者が手書きした「2 年後再考」

とのメモがあり、申立人は約 1 年 10 か月後に保険会社に対して先進医療特約の中途付加を申し出ていることからすると、申立人は 2 年経過以後に同特約を付加できると誤解していたことが認められる。

(2) 申立人の誤解は、営業部長らが、申立人の既往症からすると先進医療特約を付加できないことを的確に伝えていなかったことが原因であった可能性がある。